

社会部〈宗教教育担当〉の研修会における 新型コロナウイルス感染予防 ガイドライン

社会部〈宗教教育担当〉

2022（令和4）年 5月 18日策定

目次	P. 1
1. はじめに	P. 2
2. 参加の条件	P. 2
3. 参加者の研修会開始までの予防対策等	P. 3
4. 参加者の予防措置について	P. 4
5. 講師及びスタッフにおける予防措置について	P. 4
6. 会場における予防対策	P. 4
7. 会場での食事における予防対策	P. 5
8. 宿泊施設における予防対策	P. 5
9. 参加者、講師等から体調不良者が出た場合の対応	P. 5
10. 参加者、講師等から感染者・濃厚接触者が出た場合の対応	P. 5
11. 研修会後に参加者、講師等から感染者が発生した場合の対応	P. 6
12. その他	P. 6

【参考資料】

「新しい生活様式」の実践例	P. 7
「新型コロナウイルス感染症の予防」～厚生労働省より～	P. 8
「新型コロナウイルス感染症の相談電話番号一覧」	P. 8

【濃厚接触者の定義】

- ・濃厚接触者とは、陽性者（患者）の感染可能期間（陽性確定に係る検体採取日の2日前から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまで）に接触した者の内、次の範囲に該当する者
- ・患者と同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護（マスクの着用など）なしに患者を診察、看護又は介護をした者
- ・患者の気道分泌液又は体液などの汚染物に直接接触した可能性のある者
- ・その他：手で触れることのできる距離（1メートル）で、必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触のあった者

（参考）国立感染症研究所感染症疫学センター

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」

1. はじめに

1. はじめに

本ガイドラインは、龍谷総合学園及び保育連盟に加盟する教育機関の運営者、教職員、指導者等を対象とした各種研修会に関して、新型コロナウイルスへの感染リスクを軽減する方策を整理し、研修会に関わる参加者、講師、スタッフ等が互いに遵守する事項等を定めたものである。

規定する具体的な方策は、感染を拡大させるリスクが高いとされている、密閉空間（換気の悪い空間である）、密集場所（多くの人々が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件を避け、手洗いや手指消毒、マスクの着用などの基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」の実践例を前提とした。なお、本ガイドラインの内容は、今後の国の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見などを踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

研修会実施にあたっては、本ガイドラインを熟読、周知のうえ、個人の感染予防にとどまらず、現地に参集する者すべての感染リスクを最小限に減らすことを目指して感染予防対策を実施するもの。

※以下、「感染」と表記するものは、「新型コロナウイルス感染症【COVID-19】」についての感染を指す。

2. 参加の条件

(1) 研修会に参加する場合、下記の①～③に示す、感染症が重症化しやすいとされている項目に該当し、感染症に対するリスクを承知のうえで参加する者は、医療機関にて本ガイドラインを医師に提示のうえ、健康診断を受診し、健康診査表（医師による参加判断の署名欄あり）を提出する。

①糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある者。

②透析を受けている者。

③免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者。

(2) 次の項目に該当する者は、社会部＜宗教教育担当＞から参加停止等の規制指示を出す場合がある。

①感染が陽性判定もしくは疑いがある状態で、医師より復帰可能である診断が下されていない場合。

②保健機関等から濃厚接触者の連絡を受けている者。

③同居の家族等に感染及び感染の疑いがあり、検査結果が陽性もしくは明確ではない状態の場合。

3. 参加者の研修会開始までの予防対策等

- (1) 参加者は、次の内容の「誓約書」を提出すること。
 - ①参加するにあたり、本ガイドラインの内容を熟知し、これを遵守すること。また、社会部<宗教教育担当>からの感染防止にかかる指示に従うこと。
 - ②参加には感染リスクがあることを承知し、万一感染した場合は異議申し立てを行わないこと。
 - ③期間中に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を発症した場合は、社会部<宗教教育担当>に連絡し、保健所、医療機関の指示に従うこと。
 - ④やむを得ず感染の拡大を防止する目的で、社会部<宗教教育担当>が、日程を変更又は研修会を中止することについて異議申し立てを行わないこと。
 - ⑤研修会が中止となった場合、交通費及び宿泊費のキャンセル料については参加者が各自で負担すること。
 - ⑥研修会期間中、「新しい生活様式」を実践し、自己の感染予防に取り組むこと。感染を誘発する行為を自粛すること。
 - ⑦感染について、自己防衛することだけではなく、常に相手に対してのエチケットを考えて行動すること。
- (2) 参加2週間前より朝夕の体温測定を行い、健康状態について社会部<宗教教育担当>作成の「健康チェックシート」に記録し、参加初日に提出すること。
- (3) 参加前72時間以内に新型コロナウイルスのPCR検査を受けるか、又は会場到着時に新型コロナウイルスの抗原検査を受けること。研修会が2日以上にわたる場合は、2日目以降の各日共、会場到着時に新型コロナウイルスの抗原検査を受けること。
- (4) 新型コロナウイルスワクチン接種の有無を社会部<宗教教育担当>へ報告すること。接種の有無によって参加内容や研修会中の行動の制限は一切行わない。
- (5) 参加前に次の①～④に該当する場合は、速やかに社会部<宗教教育担当>に連絡し、今後の判断を仰ぐこと。
 - ①参加初日以前2週間において、37.5度以上の発熱や(軽い)風邪症状(のどの痛み、咳、発熱)があった場合。
 - ②新型コロナウイルス感染症が確定された者との濃厚接触がある場合。
 - ③同居家族や身近な知人に感染が疑われる、又は感染が確定している者がいる場合。
 - ④過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある

場合。

4. 参加者の予防措置について

ガイドラインに記載の「新しい生活様式」を実践し、各項目の内容を遵守して自己の感染予防に取り組むこと。

研修会中は毎日検温を実施し、検温記録を作成する。体調不良の場合は、すぐに社会部〈宗教教育担当〉に報告して「9. 参加者、講師等から体調不良者が出た場合の対応」に従って行動すること。

- (1) 研修会中はマスク着用を原則とし、咳エチケットを心掛ける。また定期的な換気をし、こまめな手指消毒を徹底する。
- (2) 道具や施設を常に消毒し、消毒がしづらい法具などを使用する場合は使用前に手指消毒を徹底する。
- (3) グループディスカッション等を行う際は、マスクを着用し、換気をよくし、人との距離は2メートル以上確保できる状態を保つこと。
- (4) 休憩時間の談話は大声による飛沫拡散に注意する。

5. 講師及びスタッフにおける予防措置について

ガイドラインに記載の「新しい生活様式」を実践し、各項目の内容を遵守して自己及び参加者の感染予防に取り組み、啓発すること。

- (1) 会場到着時に検温及び新型コロナウイルスの抗原検査を実施し、記録する。体調不良及び抗原検査陽性の場合は、参加を控える。
★地域の相談窓口等への連絡や医療機関で受診のうえ適切な治療や指示を仰ぐこと。
- (2) 研修会中はマスク着用を原則とし、咳エチケットを心掛ける。また換気の状態に注意し、こまめな手指消毒を徹底する。特に参加者と近接して会話する場合は配慮すること。
- (3) 講義等は大声による飛沫拡散を避けるため、マイクにて拡声する。
- (4) 配布物の配布は手袋を装着するか、手指消毒のうえ行うこと。

6. 会場における予防対策

- (1) 全般
 - ① 原則としてマスク着用とする。
 - ② 会場・部屋等の清掃、消毒、換気を徹底。
 - ③ 施設備品の消毒を徹底。

- ④ 石鹸での手洗いの励行やアルコール消毒液を各所に配置して入室前の手指消毒を徹底する。
 - ⑤ 予防啓発掲示物を各所に掲示する。
 - ⑥ 着座位置は人との間隔を1メートル以上離す。
- (2) 事務所
- ① 配布物の印刷・配布者は、手指消毒のうえ取り扱うこと。
 - ② 金銭を扱った場合は、手指消毒を徹底する。
- (3) 通路、階段等
- ① 常時換気を行い、手すりなどは定期的な消毒を行う。
 - ② 多人数で移動の際は間隔を取り歩行する。
 - ③ 喫煙場所での喫煙は、対面せず、談話は禁止する。
- (4) トイレ・洗面所について
- ① 不特定多数が接触する場所は、こまめに清拭消毒を行う。
 - ② 洋式トイレは蓋を閉めて汚物を流す。
 - ③ 使用後は必ず手洗いをを行う。

7. 会場での食事における予防対策

- (1) 食事前には必ず手洗い、手指のアルコール消毒を行う。
- (2) 食卓は座席の間隔をあけ、向かい合って着席しないよう座席を配置する。
- (3) 一つの食卓に複数人が着席する場合は、食卓上に衝立を設置し、飛沫感染を防止する。
- (4) 黙食を基本とし、食事時の不必要な会話は禁止する。
- (5) 食事時間終了後は食卓、配膳台、冷蔵庫の取っ手、ドアノブなど複数人が触った場所を消毒する。

8. 宿泊施設における予防対策

- (1) 各宿泊施設における新型コロナウイルス感染予防ガイドラインに従う。
- (2) 居室での過ごし方
自室以外の居室への不要不急の訪問は禁止する。

9. 参加者、講師等から体調不良者が出た場合の対応

- (1) 体調不良を訴えた者は、速やかに社会部〈宗教教育担当〉へ連絡。
- (2) 自宅及び宿泊施設にて静養。
- (3) 医療機関へ電話相談、又は受診をし、医師の指導に従う。

10. 参加者、講師等から感染者・濃厚接触者が出た場合の対応

- (1) 保健所からの指示に従って対応する。
- (2) 感染者・濃厚接触者は保健所及び医療機関等の指示に従うこと。
- (3) 参加者全員の所属する学校、所属園等に濃厚接触者が出たことを連絡する。
- (4) 感染者・濃厚接触者との関わりを含め、感染経路及び濃厚接触に該当する者を特定するための情報を整理する。
- (5) 関係者は、感染拡大を防ぐ目的において保健所が発する指示・命令に応じて、外出自粛、自宅待機などに協力する。
- (6) 研修会継続については、保健所の指示に基づき対応を判断するが、著しく研修会継続が困難と判断される場合は、保健所の指示を待たず、総局は研修会中止を決定することができる。

11. 研修会後に参加者、講師等から感染者が発生した場合の対応

- (1) 研修会終了後、2週間以内に感染が確定した場合は、直ちに社会部〈宗教教育担当〉まで報告すること。
- (2) 連絡があった場合は、保健所の指示を仰ぎ、場合によっては他の参加者及び講師等に状況報告を行う。

12. その他

- (1) 開催地に「緊急事態宣言が発出」または「まん延防止等重点措置が適用」された場合は、研修会中止またはオンラインのみの開催とする。
- (2) 本ガイドラインに規定されない事項が生じた場合は、状況に応じて「新しい生活様式」を実践し、感染予防に努める。
- (3) 2日以上にわたって研修会に参加する場合は、研修会中以外においても「新しい生活様式」を実践し、自己の感染防止に取り組み、感染を誘発する行為を自粛する。

以 上

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくな**ら屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話を**する際は、可能な限り真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話を**するときは、症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったら**まず手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行は**ひかえめに**。出張は**やむを得ない場合に**。
- 発症した**ときの**ため、**誰とどこで会ったか**をメモにする。
- 地域の感染状況に**注意する**。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「**3密**」の**回避（密集、密接、密閉）**
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は**ムリせず**自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて**素早く済ます**
- サンプルなど展示品への**接触は控えめに**
- レジに並ぶときは、**前後にスペース**

娯楽、スポーツ等

- 公園は**すいた時間、場所**を選ぶ
- 筋トレやヨガは**自宅で動画**を活用
- ジョギングは**少人数**で
- すれ違うときは距離**をとるマナー
- 予約制を利用して**ゆったりと**
- 狭い部屋での長居は無用**
- 歌や応援は、**十分な距離**かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は**控えめに**
- 混んでいる時間帯**は避けて
- 徒歩や自転車利用も**併用する**

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間**で気持ちよく
- 大皿は避けて**、料理は**個々に**
- 対面ではなく横並び**で座ろう
- 料理に**集中**、おしゃべりは**控えめに**
- お酌、グラスやお猪口の**回し飲み**は避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数**での会食は**避けて**
- 発熱や風邪の**症状がある**場合は**参加しない**

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤で**ゆったりと** オフィスは**ひろびろと**
- 会議は**オンライン** 名刺交換は**オンライン** 対面での打合せは**換気とマスク**

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

【新型コロナウイルス感染症の予防】～厚生労働省より～



感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い 正しい手の洗い方

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのばすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを
手でおさえる



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

■ 詳しい情報はこちら

厚労省

検索



【新型コロナウイルス感染症の相談電話番号一覧】

機関名称	電話番号	受付時間
きょうと新型コロナ医療 相談センター	075-414-5487	365日 24時間、京都府・京都市共通

※その他各保健所に相談窓口を設置

【その他の相談専用窓口】

厚生労働省電話相談窓口

電話番号：0120-56-5653

受付時間：9時～21時（土日・祝日も実施）